（裁定の請求）

第六十三条の三　法第十六条の規定による特別一時金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　（略）

二　個人番号又は基礎年金番号

三～六　（略）

2　（略）

（支払の一時差止め）

第六十九条　年金給付について、法第七十三条の規定によつて支払の一時差止めをする場合は、受給権者が正当な理由がなくて、第十八条第三項に規定する書類、第十八条の二第一項に規定する届書、同条第三項若しくは第二十三条第三項に規定する書類、第三十六条第三項に規定する書類、第三十六条の二第一項に規定する届書、第三十六条の二第三項に規定する書類、第三十六条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第三十六条の四の書類等、第三十六条の五若しくは第五十一条第三項に規定する書類、第五十一条の二第一項に規定する届書、同条第三項に規定する書類、第五十一条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第五十一条の四の書類等、第五十一条の五に規定する書類、第五十二条の三第一項に規定する届書、第六十条の六第三項に規定する書類、第六十条の六の二第一項に規定する届書、同条第三項に規定する書類又は第六十条の七の三第一項に規定する届書を提出しないときとする。

（指定代理納付による納付の申出）

第七十一条の二　法第九十二条の二の二第一項の規定による被保険者の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

（令第十四条の十四の申出書の記載事項等）

第七十三条の三　令第十四条の十四の申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

三　個人番号又は基礎年金番号

2　前項の申出書を提出するときは、これに次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

3　（略）

（令第十四条の二十二の申出書の記載事項等）

第七十三条の五　令第十四条の二十二の申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

三　個人番号又は基礎年金番号

2・3　（略）

（裁定の請求）

第六十三条の三　法第十六条の規定による特別一時金についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　（略）

二　基礎年金番号

三～六　（略）

2　（略）

（支払の一時差止め）

第六十九条　年金給付について、法第七十三条の規定によつて支払の一時差止めをする場合は、受給権者が正当な理由がなくて、第十八条第三項に規定する書類、第十八条の二第一項に規定する届書、同条第三項若しくは第二十三条第三項に規定する書類、第三十六条第三項に規定する書類、第三十六条の二第一項に規定する届書、第三十六条の二第三項に規定する書類、第三十六条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第三十六条の四の書類等、第三十六条の五若しくは第五十一条第三項に規定する書類、第五十一条の二第一項に規定する届書、同条第三項に規定する書類、第五十一条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第五十一条の四の書類等、第五十一条の五若しくは第六十条の六第三項に規定する書類、第六十条の六の二第一項に規定する届書又は同条第三項に規定する書類を提出しないときとする。

（指定代理納付による納付の申出）

第七十一条の二　法第九十二条の二の二第一項の規定による被保険者の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　被保険者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　（略）

（令第十四条の十四の申出書の記載事項等）

第七十三条の三　令第十四条の十四の申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

三　基礎年金番号

2　前項の申出書を提出するときは、これに次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

3　（略）

（令第十四条の二十二の申出書の記載事項等）

第七十三条の五　令第十四条の二十二の申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

三　基礎年金番号

2・3　（略）